

TERP22-178  
ASNITE公表用文書

# ASNITE 試験事業者 認定の取得と維持のための手引き

(第 178 版)

20256 年 100 月 1600 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 目次

2		
3		
4	はじめに.....	3
5	第1章 製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定プログラム.....	3
6	第1節 プログラムの概要.....	3
7	第2節 認定の対象となる試験分野.....	3
8	第3節 認定制度の運営.....	3
9	第2章 認定申請の手続.....	5
10	第1節 概要.....	5
11	第2節 事前準備.....	6
12	第3節 認定の申請.....	7
13	第4節 手数料.....	11
14	第3章 認定プロセス.....	12
15	第1節 概要.....	12
16	第2節 認定の決定.....	16
17	第4章 試験事業者の権利と義務.....	17
18	第1節 試験事業者の権利.....	17
19	第2節 試験事業者の義務.....	17
20	第5章 認定の維持のための手続き.....	17
21	第1節 認定要求事項への継続的な適合.....	17
22	第2節 認定申請内容変更の届出.....	18
23	第3節 認定の維持に係る審査(認定維持審査、再認定審査及び臨時審査).....	18
24	第4節 区分追加.....	18
25	第5節 事業の承継.....	18
26	第6節 事業の廃止.....	19
27	第7節 認定の一時停止、取消し及び縮小.....	19
28	第8節 試験業務報告.....	19
29	第6章 苦情の申立て又は異議申立て.....	19
30	附則.....	20
31	別表1 申請書類.....	21
32	別表2 認定申請内容等変更届に係る例.....	23
33	TERP22 ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き:様式集.....	24
34	改正ポイント.....	54
35		
36		

## ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き

### はじめに

この手引きは、試験事業者が「[ASNITE 試験方法区分一覧\(TERP32\)](#)」に定める試験区分において製品評価技術基盤機構認定制度(以下「ASNITE 試験事業者認定」という。)の認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書です。また、認定を受けた後に、認定を維持するために必要な手続きや権利と義務も併せて解説しています。

なお、試験事業者(環境)、ITセキュリティ評価及び暗号モジュール試験を行う試験事業者が認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすくとりまとめた一般手引書は別に作成しています。

## 第1章 製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定プログラム

### 第1節 プログラムの概要

~~製品評価技術基盤機構認定制度~~ASNITE 試験事業者認定プログラム(以下「ASNITE 試験事業者認定」という。)は、~~Web サイト~~(ASNITE 公表文書)で公表する認定スキーム文書(UIF03)に定める試験事業者の認定(JNLA 認定スキーム及び ASNITE 試験事業者(IT)認定スキームを除く)に関するプログラムです。

ASNITE~~は~~試験事業者認定を付与授与された事業者(以下「認定試験事業者」という。)が、~~その認定が与えられた範囲内の試験を行ったときは、ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)に定める~~ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書を発行することができます。

認定試験事業者の試験サービスを利用する者は、国際規格等に適合した認定試験事業者の試験を受けることができることとなります。そして、このことは当該利用者の製品の信頼性の根拠の一つとなるものです。

~~製品評価技術基盤機構認定制度~~ASNITE-T 試験事業者認定プログラムの認定機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(以下「IAJapan」という。)は、認定のための一般要求事項としてISO/IEC 17025 の関係条項を採用し、ISO/IEC 17011 に適合した制度運営を行っています。

さらに、IAJapan は、その制度運営の適切性をAPAC<sup>\*1</sup>MRA 及びILAC<sup>\*2</sup>MRA<sup>\*3</sup>に認められ、これらに参加しています。(MRA 対象プログラムは、JNLA、JCSS 並びに試験事業者及び校正事業者に対するASNITE。)

\*1 APAC: Asia-Pacific Accreditation Cooperation (アジア太平洋認定協力機構)

\*2 ILAC: International Laboratory Accreditation Cooperation (国際試験所認定協力機構)

\*3 MRA: Mutual Recognition Arrangement (相互承認)

### 第2節 認定の対象となる試験分野

認定を申請する者(以下「申請試験事業者」という。)は、申請時にどのような認定を受けたいのか、すなわち、試験方法、対象、パラメータの区分を特定しなくてはなりません。

認定の対象となる試験方法等の区分については、~~IAJapan Web サイト~~(ASNITE 公表文書)で公表する「ASNITE 試験方法区分一覧(TERP32)」に掲載しています。認定を受けようとする試験方法がこれらの区分一覧にないと思われる場合は、申請前にIAJapanにご相談ください。

### 第3節 認定制度の運営

#### 1. 認定機関

ASNITE~~は~~試験事業者認定プログラムは、~~独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター~~(以下「IAJapan」という。)により運営されています。一般に、このような認定制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。

IAJapanは現在、Global Accreditation Corporation Incorporated MRAに署名しています。Global Accreditation Corporation Incorporated MRA は、認定された試験所等が発行する試験報告書等が国際間取引において有効なものとして流通することで、不要な二重検査が排除され、円滑な貿易を促進することを目的としています。IAJapanが運営する認定プログラムの内、ASNITE試験事業者認定プログラムを含むMRAに対応する認定プログラムの認定を受けた試験所が発行する試験報告書は、海外においても受け入れられる可能性が高まります。認定機関がMRAに署名するためには、海外の認定機関のメンバーからなる国際評価チームによる厳格な相互評価 (Peer Evaluation) を受け、当該認定機関が運営する認定プログラムが国際規格・基準に適合していることが実証される必要があります。また、MRA署名後にも、定期的な相互評価が行われ、継続的な国際規格・基準への適合が確認されます。このMRAを通じて、署名した認定機関が相互に認定の質が同等であると認めることで、認定の信頼性を国際的に向上させ、ひいては、認定されたラボラトリ等が発行する証明書の国際的な受入れの可能性を高めています。

## 2. 運営規格等

ASNITE=試験事業者認定プログラムの運営は IAJapan の規定に基づき実施されますが、認定制度の国際的重要性にかんがみ、その運営方針は国際指針である ISO/IEC 規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。

具体的には、IAJapan は ISO/IEC 17011 の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、ASNITE=試験事業者認定はこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、ASNITE=試験事業者認定は諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。以下に当該制度に適用される国際規格等を示します。

ISO/IEC 17011:2017 - Conformity assessment - Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)

- ① ~~ISO/IEC 17025:2017 - General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)~~

## 3. 認定要求事項

申請試験事業者は、認定スキーム文書(UIF03)の該当する認定スキーム「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」に定める認定要求事項に定める全ての認定要求事項に対してを基準に審査されます。また、認定を受けた後も継続してそれらの認定要求事項を満足しなければなりません。

## 4. IAJapan の機構

IAJapan の組織図を図 1 に示します。IAJapan の運営に関する責任者は、IAJapan トップマネジメントとなります。また、各認定プログラムに責任を持つ管理者を置いています。

制度運営の公平性・中立性を確保するため、また、専門的見地から助言を得るために必要な委員会が IAJapan に設置されています。

認定の公平性に関する評価委員会及び技術委員会は特定の利益代表の優先を避け、利害のバランスを考慮し、公平・中立かつ機密が保持される委員構成となっています。評定委員会は公平さを維持するため原則として中立的な委員による構成となっています。また、各委員は認定制度や試験分野における十分な知識と経験を有しています。

それぞれの委員会の機能は次の通りです。

### ○認定の公平性に関する評価委員会

認定活動における個々の仕組みの適切性の評価並びにすべての公平性に関するリスク分析の網羅性及びその処置対応の妥当性に関する協議を行う。

### ○技術委員会

認定スキームの運営に必要な、利害関係者の専門的な知見を必要とする各種事項(要求事項、

適用文書、ガイドなど)について審議する。

○評定委員会又はIAJapan ボード

認定の授与、拒否、継続、一時停止や取消しなどの申請試験事業者又は認定試験事業者の評定を行う。

IAJapan 組織図(2025年4月現在)

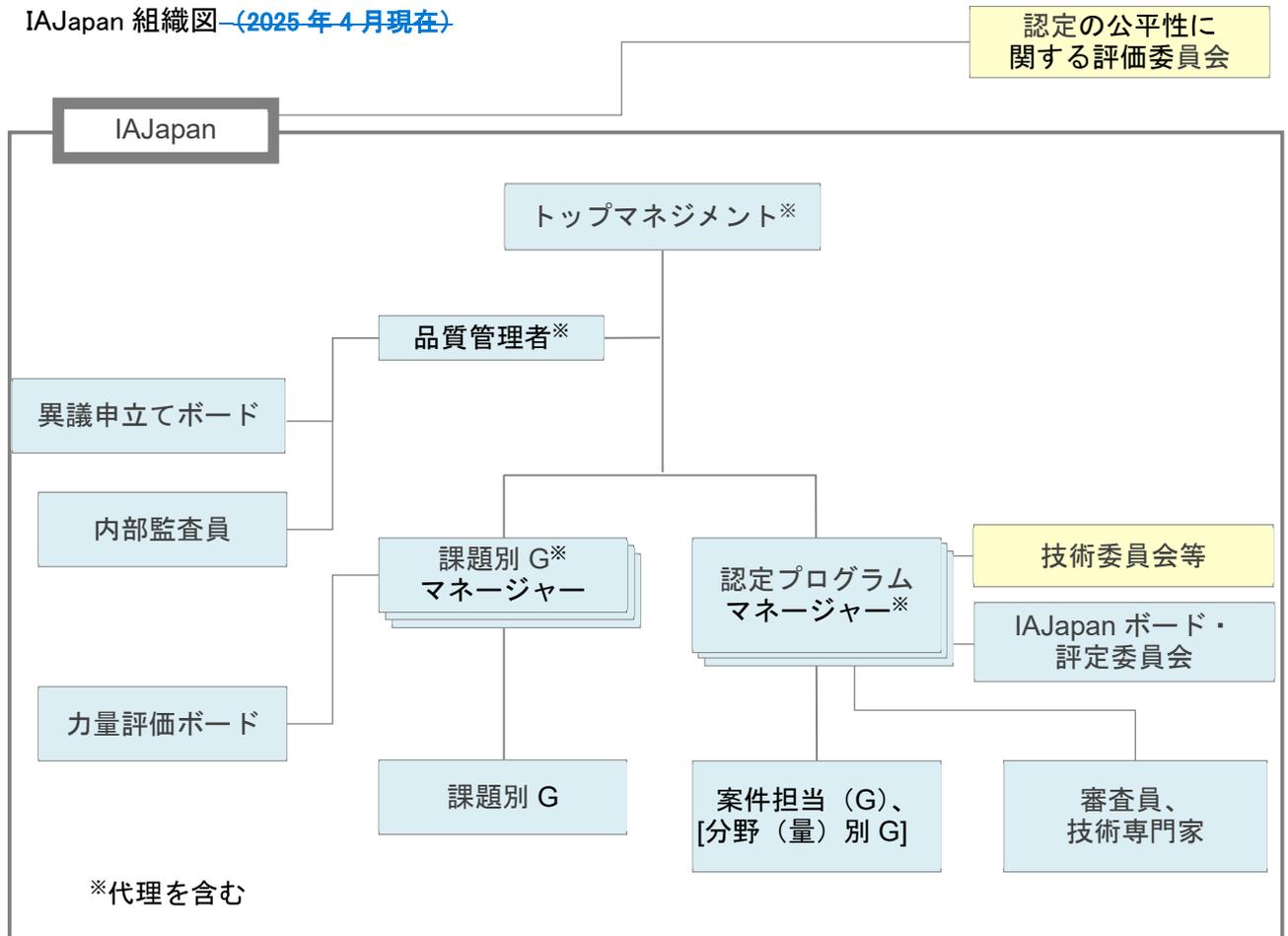


図 1 IAJapan 組織図

第 2 章 認定申請の手続

第 1 節 概要

認定を申請する者は、申請時に実際に試験事業(類似のものを含む。)を実施している者であつて、かつ、当該試験事業に法的責任を持つ法人、又は法人の一部として明確に位置づけられていれば、民間企業、公益法人において認定を申請することができます。政府の組織は、政府機関としての地位に基づき法人と見なされます。また、認定を受ける試験事業者の数や申請時期の制限はありません。

認定試験事業者になるためには、必要とされる認定申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)を作成し、IAJapan に申請しなければなりません。IAJapan は、この申請に基づき、書類審査及び現地/遠隔審査を実施し、評定委員会又はIAJapan ボード(以下「評定委員会等」という。)による評定を経て、IAJapan 所長トップマネジメントが認定の授与を承認するとともに、認定の決定に係る通知を行います。認定申請の準備から認定を受けるまでの概略は、次頁図 2のとおりです。

なお、IAJapanでは、認定申請及び審査に係わる認定申請審査業務システム(「以下「電子システム」)による認定の申請等の受付を行なっておりますので、是非ともご使用ください。電子システムの使用申請方法及び使用方法は、IAJapan Webサイト(ASNITE公表文書)で公表する認定申請審査

157 [業務システム使用マニュアル\(ASNITE\)\(ASRP22S01\)をご覧ください。](#)  
 158

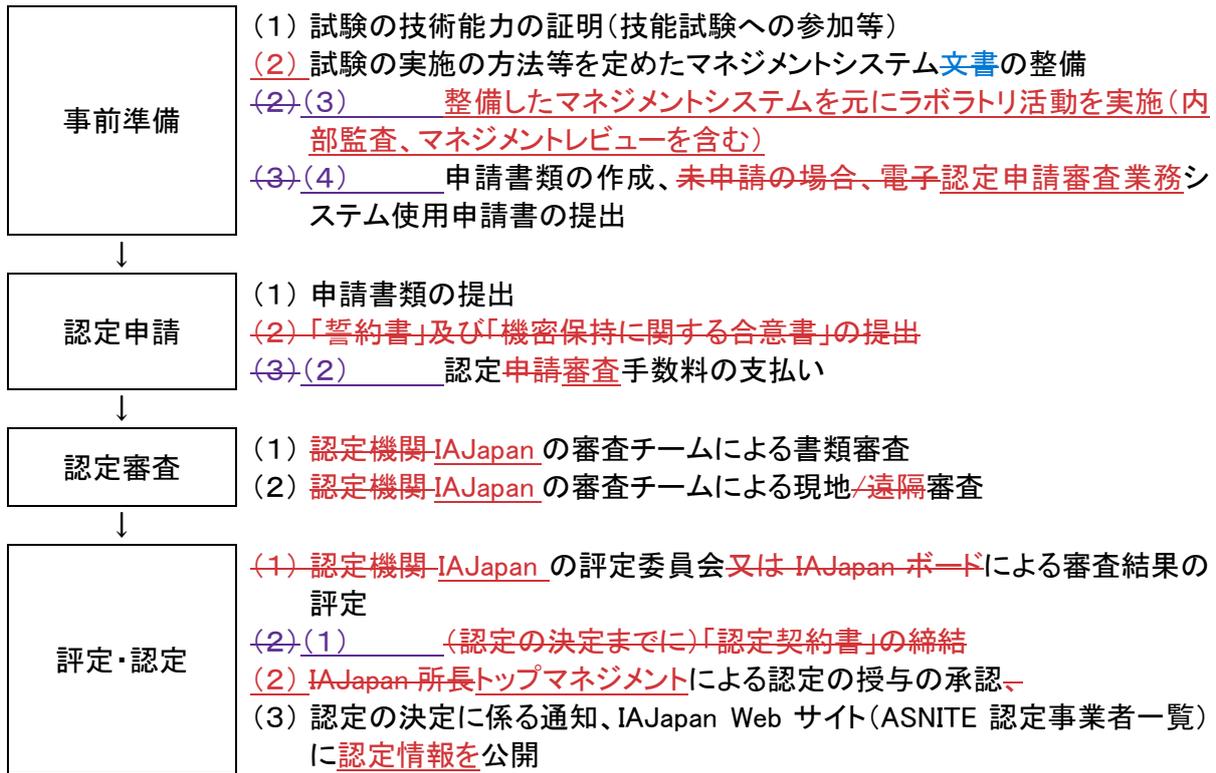


図 2 認定申請の準備から認定を受けるまでの概略

159  
 160  
 161 申請及び審査の使用言語は日本語のみとします。事業所で用いるマネジメントシステム文書を日  
 162 本語以外の言語で作成したときは、日本語の翻訳文書も作成していただき、両方とも提出いただき  
 163 ます。IAJapan 又は審査チームと申請者との連絡、書類審査、現地審査におけるコミュニケーション  
 164 においても同様に日本語のみを使用言語とします。現地審査においては、通常 2 名の通訳を申請  
 165 者側で手配ください。翻訳、通訳内容についての責任は申請者が有することとなりますのでご注意く  
 166 ださい。

167  
 168 **第 2 節 事前準備**

169 申請試験事業者は、次の要件に適合しなければなりません。これらの認定要求事項を詳しく解説  
 170 します。

171 認定をスムーズに受けるためには、通常、事前に申請試験事業者による十分な準備が必要とな  
 172 ります。

173  
 174 1. 試験の技術的能力の証明

175 申請試験事業者は、認定申請の全ての範囲について、試験を実施する技術的能力がなければ  
 176 なりません。ここで「試験を実施する技術的能力」とは、試験機器、施設等のハード面と技術管理、  
 177 試験従事者、試験手順等のソフト面について総合的な技術的能力を有していることを言います。

178 試験の技術的能力の証明の方法としては、結果の妥当性確保として、内部精度管理的活動に加  
 179 えて、外部精度管理的活動として IAJapan が別に定める「IAJapan 技能試験及び／又は技能試験  
 180 以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)」に従った技能試験等を受けていただくことと  
 181 なりまずに参加し、その結果を提出いただきます。

182  
 183 注1) 技能試験に関する情報は、IAJapan Web サイト(ASNITE 技能試験)に公開で提供いたし  
 184 ます。

185 注2) 申請する試験方法の区分によっては、申請した試験方法と類似する方法による技能試

186 験の参加実績がある場合は、その実績を採用する場合があります。詳細は、申請前に  
187 IAJapan にご確認ください。

## 188

### 189 2. マネジメントシステムの構築と運営

190 「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」に適合したマネジメントシステムを有する  
191 ことが要求されます。これには、ISO/IEC 17025 等の該当する要求事項が採用されています。詳しくは、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」を参照してください。

192  
193 また、マネジメントシステムは適切に文書化され、それに則って運営されなければなりません。マ  
194 ネジメントシステムとは、方針及び目標及びその目標を達成するためのプロセスを確立するために、  
195 相互に関連する又は相互に作用する、組織の一連の要素を意味します。申請試験事業者は、申請  
196 に際して、申請する試験事業の品質方針、マネジメントシステム、組織等を記載した文書、試験手  
197 順や方法等を定めた、手順書、試験の測定不確かさの評価方法を定めた手順書必要な程度まで  
198 文書を作成し、ラボラトリ活動(内部監査、マネジメントレビューを含む)を実施などを添付書類とし  
199 て提出する必要があります。

200 注3) 審査チームが、認定審査の各段階において、申請試験事業者の認定要求事項への適合性  
201 が提出された文書の記述のみから判断できない場合には、追加的に関係する文書等の提出を求  
202 めることがあります。

### 203

### 204 3. 電子申請システムの申請

205 電子システムによる申請を行なう場合には認定の申請の前に「認定申請審査業務システム使用  
206 申請書」をご提出いただく必要があります。IAJapan Web サイト(ASNITE 公表文書)で公表する認定  
207 申請審査業務システム使用マニュアル(ASNITE)(ASRP22S01)0.及び1.をご参照ください。

## 208

## 209 第3節 認定の申請

210 事前準備が終了したら、様式 1a の認定(再認定)申請書及び申請に必要な書類(以下「添  
211 付書類」という。)を添付し、申請してください。必要な提出書類は別表 1 を参照してください。すでに  
212 認定を受けている者が、別の試験方法の区分で認定を受けようとする場合は、改めて申請すること  
213 が必要となります。申請は、試験事業を行う事業者の代表者(法人の場合は、代表権のある者)が  
214 行ってください。また、認定を受けようとする事業所(試験所)の所在地と異なる所在地にの恒久的  
215 施設を所有し、その施設においても事業を行う場合は、その施設は当該事業所とは別の事業所と  
216 みなします。

217 一つ又は複数の試験活動を複数の事業所で分担して実施している場合は、「ASNITE 試験事業  
218 者認定の一般要求事項(TERP21)」の「5.2 附属書1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要  
219 求事項」に記載された要求を満たすようにしてください。マルチサイト事業者の申請を行う場合には、  
220 事前に IAJapan にご相談ください。

221 ASNITE 試験方法一覧(TERP32)の表 10 に定める試験区分において、認定区分(カテゴリー、サブ  
222 カテゴリー、試験技術)と試験規格を固定し、試験項目/試験対象を固定しないフレキシブルスコ  
223 ープ認定を受けることができます。フレキシブルスコープ認定を希望する場合には、「ASNITE 試験  
224 事業者(環境)の“フレキシブルな認定範囲”適用に係る手続き指針(ENRP42)」を参照し、事前に  
225 IAJapan にご相談ください。

226 なお、申請書類の提出の際、IAJapan Web サイト(公開情報)で公開する「誓約書」及び「機密保  
227 持に関する合意書」の提出が求められ、認定の決定が行われた場合、認定の授与(認定の決定に  
228 係る通知)までに、IAJapan との間で「認定契約書」の締結が必要です。IAJapan からの指示により  
229 「認定契約書」を提出してください。IAJapan と申請試験事業者の間で契約(合意)する方法としては、  
230 電子契約(電子署名/電子サイン/認定申請審査業務システム)を原則としますが、申請試験事業  
231 者の要望により書面契約(署名又は記名押印)も可能です。契約(合意)に先だつて、ASNITE 担当  
232 からご案内します。

233 また、事業所の代表権のある方者認定申請書に記載した申請者からの委任状を認定再申請書

234 ~~に添えてご提出いただきますと、委任状に基づく委任を受けたその~~範囲において、当該委任を受け  
235 ~~た方が提出時以降の~~手続きを行うことができます(様式67—参照)。

236 審査の実施にあたって、IAJapan から審査チームに対して、申請書類(別表1)及び変更の届出  
237 書類(第5章第2節)の電子ファイルを、認定申請審査業務システムや独立行政法人製品評価技  
238 術基盤機構(以下「機構」という。)が管理するその他の電子システムなど、情報セキュリティが確保  
239 された媒体により状態で配布します。

240

241 ~~注4) 既に認定を受けている者が、別の試験方法の区分の認定を受けようとする場合は、改~~  
242 ~~めて申請することが必要となります。~~

243 ~~注5) 申請書類は電子ファイルで作成し、その形式(拡張子)は、PDFファイル(.pdf)、ワード~~  
244 ~~ファイル(.docx、.doc)、エクセルファイル(.xlsx、.xls)としてください。~~

245 ~~注6) 申請書類は別表1を参照してください。~~

246 ~~注7) マルチサイト事業者の申請を行う場合には、申請前にIAJapanにご相談ください。~~

247

(様式1)の記入例

認定(再認定)申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター 所長 殿

住所 東京都渋谷区東原一丁目3番1号  
名称及び 株式会社製品試験センター  
代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎

試験事業者に対する製品評価技術基盤機構認定制度の認定(再認定)を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

1. 認定(再認定)を受けようとする試験方法の区分

別紙のとおり

2. 認定(再認定)を受けようとする事業所の名称、所在地(郵便番号)、電話番号、認定識別及び認定の有効期限

(1) 認定(再認定)を受けようとする事業所

ふりがな	つくばしけんセンター
名称	つくば試験センター
ふりがな	いばらきけんつくばしまつその3-1
所在地 (郵便番号)	茨城県つくば市松園3-1 (〒305-XXXX)
電話番号	029-861-NNNN
実施する業務	結果の報告(全認定範囲)、試験実施(別紙参照)
マネジメントシステムに関する要求事項	■選択肢 A <input type="checkbox"/> 選択肢 B (いずれかにチェックを入れてください)
認定識別	(再認定申請の場合のみ、ご記入ください)
認定の有効期限	(再認定申請の場合のみ、ご記入ください)

(2) 関連する事業所①

ふりがな	ほんしゃひんしつかんりぶ
名称	本社品質管理部
ふりがな	とうきょうとしぶやくひがしはら1ちょうめ3ばん1ごう
所在地(郵便番号)	東京都渋谷区東原一丁目3番1号(151-0000)
電話番号	03-34xx-xxxx
実施する業務	マネジメントシステム運用

(2) 関連する事業所②

ふりがな	だい2しけんしつ
名称	第2試験室

ふりがな	とぅきょぅと〇〇く▽▽まち1ちょぅめ4ばん1ごう〇〇〇びる
所在地(郵便番号)	東京都〇〇区▽▽町一丁目4番1号〇〇〇ビル
電話番号	03-3xxx-xxxx
実施する業務	試験実施(別紙参照)

3. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無  
—該当なし

249  
250

(様式1-2)の記入例

認定(再認定)申請書別紙  
つくば試験センター

試験する材料又は製品	試験の種類(試験方法の区分の名称)	構成要素、パラメータ又は特性	試験方法規格	特記事項
太陽電池	太陽電池特性試験	電圧 電流 電力	IEC 61646-10.2、10.4、 10.6、10.7、10.19	—

第2 試験室

試験する材料又は製品	試験の種類(試験方法の区分の名称)	構成要素、パラメータ又は特性	試験方法規格	特記事項
ディスプレイ	エネルギースタ = ディスプレイ試験	電力	ENERGYSTAR Program Requirements Product Specification for Displays	Eligibility- Criteria- Version- 7.0/7.1/8.0
画像機器	エネルギースタ = 画像機器試験	電力	ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Imaging Equipment	Eligibility- Criteria- Version- 2.0/3.0

251

## 第4節 申請書類の提出先

申請書類の主な提出方法及び提出先は表のとおりです。表左欄の提出方法に対応する表右欄の提出先に申請書類を提出してください。申請の方法は、「認定申請審査業務システム」(以下、「システム」という。)による提出を原則とします。システムによる申請方法は、「認定申請審査業務システム使用マニュアル(ASNITE)(ASRP22S01)」をご参照ください。何らかの理由によりシステムによる申請ができない場合は、IAJapanにご相談ください。

様式ごと、文書ごとに別の電子ファイルとし、形式はPDF(アドビアクロバット(.pdf)形式、マイクロソフトワード(.docx、.doc)形式、マイクロソフトエクセル(.xlsx、.xls)形式のいずれかとしてください。ZIP形式で圧縮していただいても差し支えありませんが、実行ファイル(.exe)はご利用いただけません。また、ファイル名は様式番号、文書番号+文書名(例: 様式 1-2 認定申請書別紙.pdf, QM01\_品質マニュアル.pdf, SOP02\_〇〇試験手順.pdf)など分かりやすいものとしてください。

表—申請書類の提出方法及び提出先

提出方法	提出先
【推奨】申請システムへのアップロード(電子申請)	認定申請審査業務システム使用マニュアル(ASNITE)(ASRP22S01) 4. 及び 6. を参照
ファイル交換システムへのアップロード	ASNITE 担当から案内するアップロード用 URL ※アップロードファイルは ZIP 圧縮可。ファイル交換システムの利用をご希望される場合は、asnite-t@nite.go.jp にご連絡ください。
電子メールへの添付	asnite-t@nite.go.jp 認定センター 試験認証認定課 ASNITE 試験(一般)担当 ※添付ファイルは ZIP 圧縮可。

(注意点)

- ・様式ごと、文書ごとに、別の電子ファイルにしてください。
- ・電子ファイル形式(拡張子)は、PDF ファイル(.pdf)、ワードファイル(.docx、.doc)、エクセルファイル(.xlsx、.xls)など、一般的に使用されている形式をご利用ください。実行ファイル(.exe)はご利用いただけません。
- ・押印や署名によって文書の承認を行われている場合であっても、ご提出いただく電子ファイルは、押印や署名のある原本をスキャンしたファイルではなく、原本の元となったワードファイル等で問題ございません。
- ・この手引きで定める様式が定められている書類の電子ファイルの名称は、様式番号及びその様式名にしてください(例: 様式 1 認定申請書、様式 1-10 マネジメントシステム文書一覧)。
- ・複数の様式や文書が 1 つの電子ファイルになっている場合、電子ファイルの内容とファイル名が明らかに異なる場合、解像度が低い等の理由により内容の確認が困難な場合などは、ASNITE 担当から再提出をお願いすることがあります。

## 第 54 節 手数料

### 1. 認定申請審査手数料

(1) 認定申請審査手数料は、IAJapan Web サイト(手数料)で公開する「認定業務に係る手数料規程」(同 Web サイトにおいて「手数料規程」という。)をご参照ください。審査の種類により手数料が異なります。

なお、ASNITE-T 認定の試験方法の区分の内容は、IAJapan Web サイト(ASNITE 公表文書)で公表する「ASNITE 試験方法区分一覧(TERP32)」に掲載しています。認定を受けようとする試験方法が、ASNITE 試験の区分一覧にない場合は、IAJapanにご相談ください。

### (2) 特例措置

ASNITE 試験事業者認定申請を含む ASNITE 認定と他の IAJapan が運営するプログラム他の

290 登録／認定とJNLAとを同時に申請する場合において、初回認定審査、認定維持審査、再認定審  
 291 査及び区分追加審査を合同で審査を実施できる場合等には審査手数料の減額措置があります。  
 292 詳細は IAJapan に手数料規程をご確認ください。

293

## 294 2. その他

295 手数料の納付については、独立行政法人製品評価技術基盤機構の財務会計部門からご連絡い  
 296 たしますので、所定の期限内に銀行振り込みにより納めていただきますようお願いいたします。請  
 297 求書は、原則として電子メールにより送付します。紙の請求書をご希望の場合でも、政府及び機構  
 298 の方針により、請求書への押印は行っておりません。いったん受理した申請等に係る手数料につい  
 299 ては、当機構 IAJapan の事情により審査を中止する場合を除き、いかなる場合も返金できませんの  
 300 でご注意ください。

301

## 302 第3章 認定プロセス

### 303 第1節 概要

304 IAJapan は、申請を受理した後、申請試験事業者が認定要求事項に適合しているかを審査しま  
 305 す。審査の結果、全ての認定要求事項に適合していると判断された場合にのみ認定が付与授与さ  
 306 れます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対  
 307 して包括的な書類審査を実施します。書類審査で問題がなければその後、試験所に訪問して実施  
 308 する「現地審査」(審査)及び又は試験所に訪問せず各種通信手段を用いて実施する「遠隔審査」  
 309 (以下これらを「現地／遠隔審査」という。)が実施されます。この際、申請試験事業者は申請範囲  
 310 内に関して、書類、記録の閲覧や提供、事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図  
 311 り、協力しなければなりません。協力が得られない場合は認定できない場合があります。

312 また、審査の過程で IAJapan 又は審査チームから不適合事項に対する是正報告書等の提出が  
 313 求められる場合や、追加の手数料を徴収の上、で再度の現地／遠隔審査が実施される場合があり  
 314 ます。是正報告書の提出は原則として不適合の合意日の翌日から起算して20営業日以内とします。  
 315 不適合事項の是正に20営業日以上を要する場合には、その是正計画を提示してください。ただし、  
 316 是正計画を提出した場合の是正報告書等の提出期限は、不適合の合意日の翌日から起算して原  
 317 則60営業日を上限とします。

318 審査プロセスにおいて、申請試験事業者からの申し出により、審査手続きを取下げ又は中断す  
 319 ることができます。ただし、審査プロセス中の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。

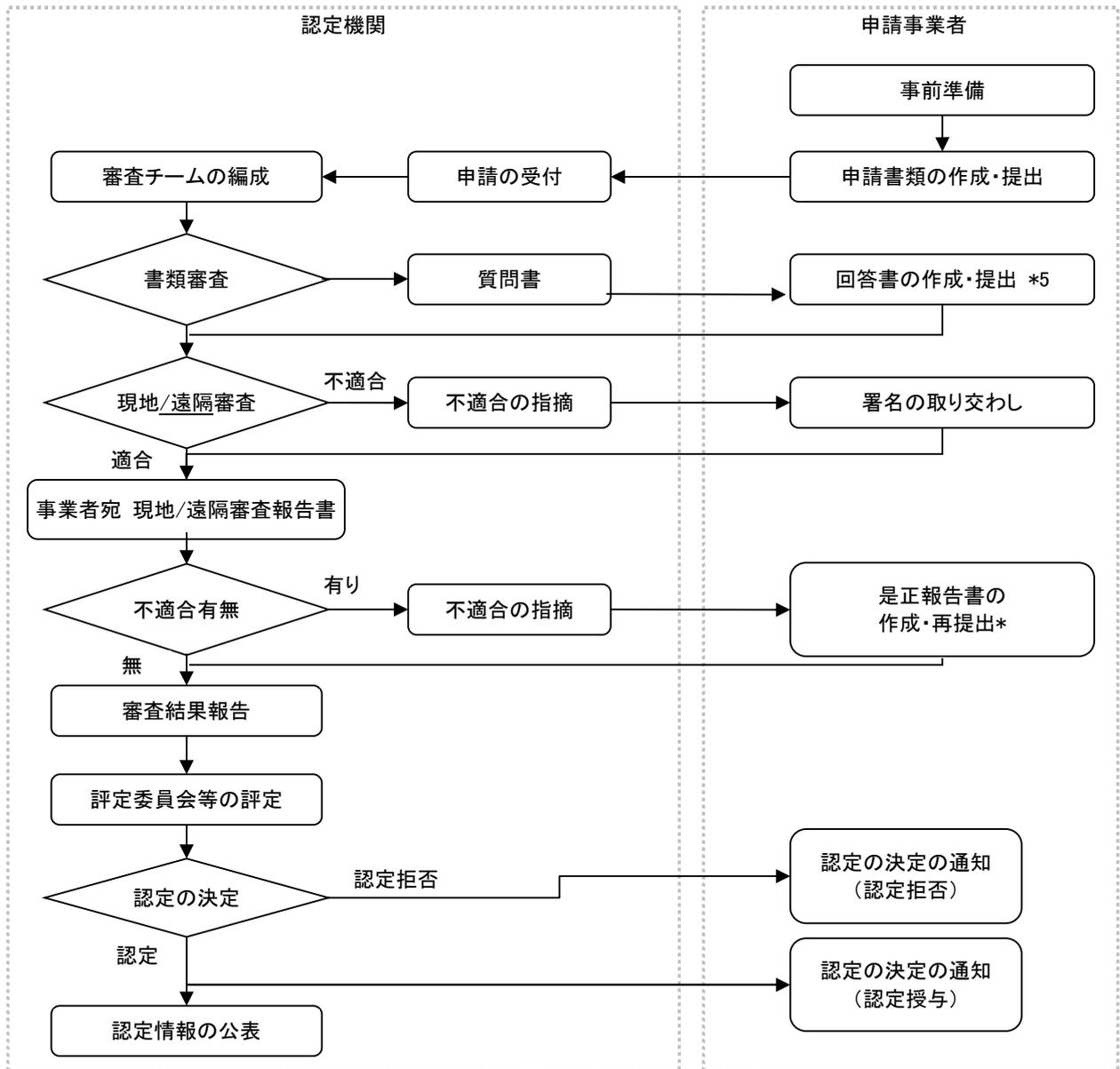
320 IAJapanに申請書が受理されてから、認定又は認定拒否の通知までの標準処理期間は150日  
 321 です。ただし、申請試験事業者／認定試験事業者側の回答等の作成期間、是正処置等の実施期間、  
 322 IAJapan業務の休日は、標準処理期間の日数から除外されます。

323 次に認定のプロセスを、順を追って解説します。

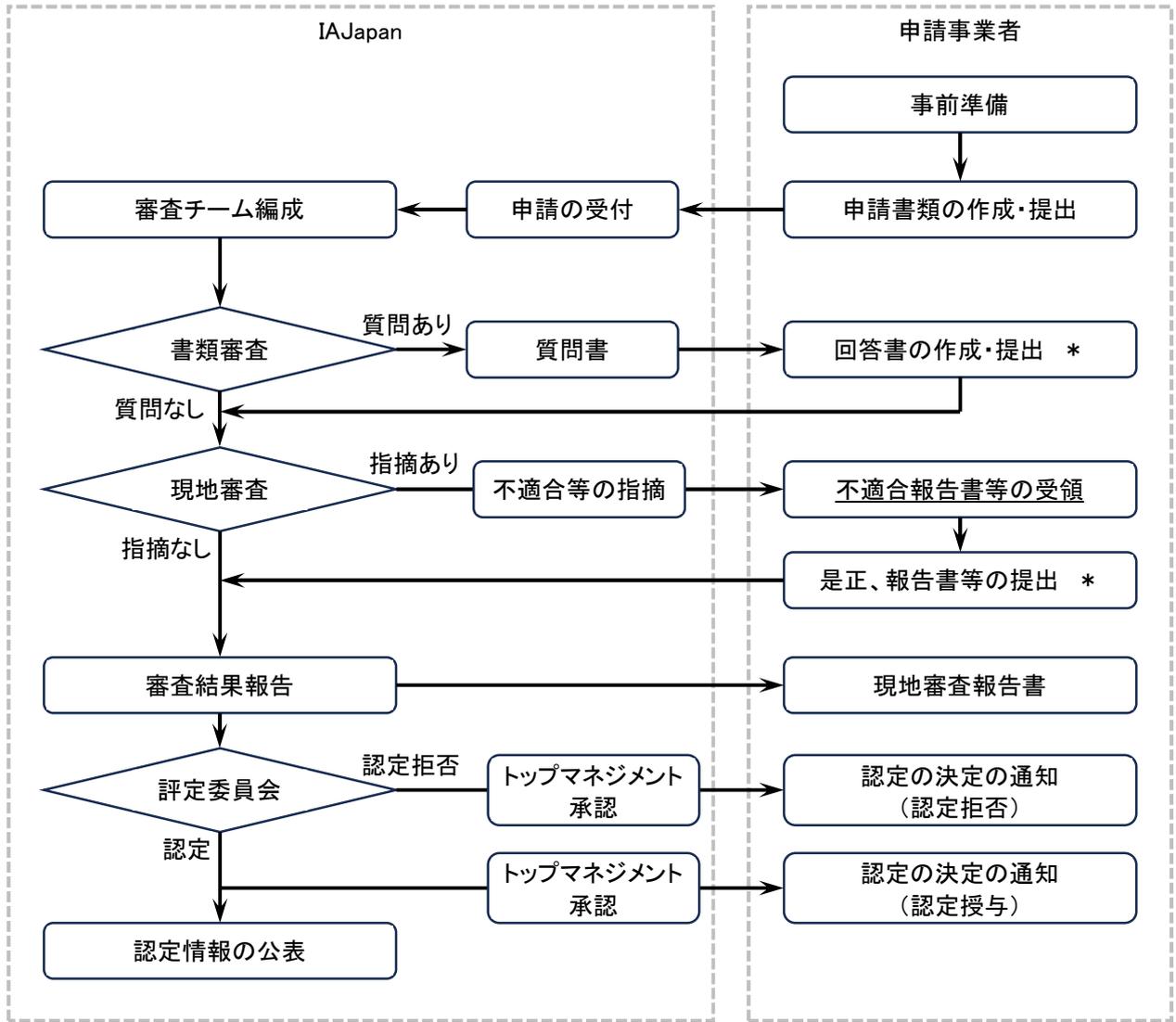
324

325

### 認定プロセス(フローチャート)



\* 回答書又は是正報告書の提出期限は「不適合等の合意日の翌日から起算して原則 20 営業日以内」とします。  
 (期限を過ぎた場合は、次工程に進みます。)



327  
328  
329  
330  
331  
332

\* 回答書又は報告書等の提出期限は「質問書の送付日の翌日または不適合等の合意説明の日の翌日から起算して原則 20 営業日以内」とします。(期限を過ぎた場合は、次工程に進みま  
す。)

## 333 1. 審査チームの編成

334 IAJapan は、認定申請ごとに申請の試験区分に適した 1 名以上の審査員と、必要に応じて、技術  
 335 専門家を、予め資格認定された者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、  
 336 審査の全体に責任を有するチームリーダーが置かれます。審査チームの規模は、申請の範囲等を勘  
 337 案したものとなります。

338 審査チームが編成されると、申請試験事業者に審査チームメンバーの氏名と所属が通知されま  
 339 すが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠くおそれがあるなど正当な理由がある場合  
 340 には異議を申し立てることができます。

341 なお、全ての審査員及び技術専門家には審査において得た全ての情報について守秘義務が課  
 342 せられています。

343

## 344 2. 書類審査

345 審査チームは、提出された書類に、必要な事項が適切に記述されているかどうかの包括的な書  
 346 類審査を実施します。また、をもとに ISO/IEC 17025 や一般要求事項等への適合状況、試験の実  
 347 施方法や測定不確かさの評価方法などの技術的事項についても書面で審査します。

348 審査チームは、書類審査の結果、提出書類に対する質問がある場合は質問書によって回答を要  
 349 求送付しますので、申請試験事業者は質問を受けた質問書の送付日の翌日から起算して 20 営業  
 350 日以内に書面(回答書)で回答してください。回答に 20 営業日以上を要する正当な理由がある場合  
 351 には、その計画を書面で回答してください。回答によっては再度質問書を送付する場合があります。  
 352 ただし、そのいずれの場合でも回答書の提出期限は、最初のに回答書の提出を求められた質問書  
 353 の送付日の翌日から起算して原則 60 営業日を上限とします。原則として現地／遠隔審査は、それ  
 354 らの回答が提出された後に実施します。

355

## 356 3. 現地／遠隔審査

357 現地／遠隔審査は、試験所の要員へのヒヤリングや模擬的な試験作業を観察する立会試験等  
 358 の手法によって、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「試験事業に用いる設  
 359 備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「試験の技術的能力、マネジメントシステム等の  
 360 ソフト面に問題がないかどうか」を確認します。

361 現地審査の場合は、審査チームが試験所に訪問してこれらを確認します。また、遠隔審査の場  
 362 合、WEB 会議ツールによる通話や画像／動画などによってこれらを確認します。現地審査又は遠  
 363 隔審査のどちらを適用するかについては、IAJapan が判断します。適用基準は、認定スキーム文書  
 364 (UIF03) の 9. をご参照ください。また、遠隔審査の流れや注意点については、「遠隔審査のための参  
 365 考文書」をご確認ください。

366 なお、申請時に技能試験の実績がないなどの場合は、「IAJapan 技能試験に関する方針」に基づ  
 367 き、これに代わる一定の条件を満たすことが必要になりますので、事前に IAJapan にご相談ください。  
 368 現地／遠隔審査の実施に当たっては、審査チームは予め申請試験事業者と合意の上現地／遠隔  
 369 審査の日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。申請試験事業者は、審査チームが  
 370 主要要員と対話できることを確保しなければなりません。現地／遠隔審査の期間は、申請の範囲に  
 371 よりますが、通常 2 日間程度です。

372 また、現地／遠隔審査時に発見された指摘事項の是正確認のため追加の確認が必要と判断し  
 373 た場合には、追加の審査日数に係る審査員人件費及び審査旅費相当額の手数料を別途徴収請求  
 374 の上、再度の現地／遠隔審査を行う場合があります。

375

376 以下に、現地／遠隔審査における典型的なスケジュールの例を示します。

## 377 ◇ 現地／遠隔審査の典型的なスケジュール

## 378 第 1 日目

## 379 ○ 開始会合

380 審査チームは、申請試験事業者と現地／遠隔審査手順、時間割などを確認します。

## 381 ○ マネジメントシステムに係る審査

マネジメントシステムに関する審査が、通常、ラボラトリマネジメント、品質管理要員及び技術管理要員に対してなされます。同時にマネジメントシステム文書や記録の監査が実施されま

## 第2日目

○ 通常、試験方法の区分ごとに1件以上の立会試験が実施されます。同時に技術管理要員又は試験従事者に対して、試験方法、測定不確かさの評価、施設、試験用機器などに関する質問がなされます。

○ 審査チームリーダーによる審査結果の取りまとめ

審査チームのみによる会合が持たれ、審査チームにより審査結果が取りまとめられます。

○ 終り会合

現地／遠隔審査の終了時に、審査チームリーダーは、申請試験事業者の代表職員に対して、現地／遠隔審査の結果に関する所見を伝達します。また、審査チームと申請試験事業者の代表職員の双方が審査で発見確認された不適合、懸念事項又はコメントを文書により確認説明します。確認された不適合については、合意日の翌日から起算して20営業日以内に是正報告書を、懸念事項については同じく合意日の翌日から起算して20営業日以内に回答書を提出してください。不適合に対する是正に20営業日以上を要する正当な理由がある場合には、「不適合の是正報告(及び是正計画)書」に是正計画を記載して提出してください。ただし、その場合の是正報告書等の提出期限は、不適合の合意説明の日の翌日から起算して原則60営業日を上限とします。不適合に対する是正処置がとられない場合は不認定となります。認定授与／拒否の決定に進みます。「不適合の是正報告書(及び是正計画)書」、「懸念事項に対する回答書」の様式は、ASNITE担当が現地／遠隔審査報告書と共に申請試験事業者に送付します。下記webサイトからダウンロードできます。

<https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/johokokai/index.html>

なお、是正の効果及び是正計画の実態を確認する必要がある場合には、再度、現地／遠隔審査が実施されます。

また、コメントについては是正報告書又は回答書の提出は求められませんが、申請試験事業者による適切な措置が望まれます。

## 第2節 認定の決定

全ての審査終了後、審査チームは申請試験事業者による是正処置の結果を含め、審査結果を評定委員会等に報告し、評定委員会等が審査結果を評定します。評定委員会等の評定に基づき、IAJapan 所長は認定の授与を承認するとともに認定の決定に係る通知を行います(不認定の場合はその旨通知します)。認定情報には、認定試験事業者の名称、認定識別、事業所の名称、試験方法の区分等、申請書に記載された内容が記載されます。この認定情報に記載された内容が認定された範囲となります。

なお、認定の決定がされた後、認定の授与認定の決定に係るまでに、IAJapanとの間で「認定契約書」の締結が必要です。IAJapanからの指示により「認定契約書」を提出してください。

認定試験事業者の認定識別は、プログラムごとの略号(ASNITE)、0001 から始まる4桁の追い番号及び認定された事業の内容を示す付加情報(試験: Testing)の組み合わせになります。一つの事業所に一つの認定識別を付すこととしていますので、同一の事業所で、複数の事業区分の申請や追加申請がある場合であっても、同一の認定識別になります。また、マルチサイト事業者の場合は、認定を取得した全ての事業所が、同一の認定識別になります。

この認定識別は、認定試験事業者が発行する試験報告書に付すILAG-MRA 組み合わせ認定シンボルの下部に見やすく付記する必要があります。全ての認定区分を廃止する場合には、その認定識別は、欠番となります。

IAJapan は認定と同時に認定情報を IAJapan Web サイト(ASNITE 認定事業者一覧)で公開します。同 Web サイトで公開している内容が最新の認定情報です。

ASNITE 認定事業者一覧: <https://www.nite.go.jp/iajapan/asnite/lab/index.html>

## 第3節 認定申請内容の変更

431 申請試験事業者は別表1に定める申請書類の記載内容に変更が生じた場合は、様式集の様式2  
432 の認定申請書等変更届(1部)に変更が生じた書類(別表1の書類のうち、項目1.の様式1を除く。)  
433 を添えてIAJapanに提出してください。提出が必要となる事例については別表2をご参照ください。  
434

## 435 第4章 試験事業者の権利と義務

### 436 第1節 試験事業者の権利

#### 437 1. ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の発行

438 認定試験事業者は、試験を行ったときは、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した日本語  
439 又は英語による試験報告書を発行することができます。

440 ~~また、英語による試験報告書を発行することができます。~~発行に当たっては、申請時に IAJapan  
441 に提出した手順及び様式を用いなければなりません。申請時の様式と異なる試験報告書を発行す  
442 る場合は、第5章第2節「認定申請内容変更の届出」の手続きを行い、IAJapanの承認を得てくだ  
443 さい。

#### 444 2. 認定要求事項の変更

445 ~~IAJapanは、第1章第3節の3. 認定要求事項を変更する時は、新基準に適合するために必要と  
446 なる合理的な猶予期間をもって、申請試験事業者及び認定試験事業者にお知らせします。~~

#### 447 3. 審査チームに対する異議申立て

448 ~~申請試験事業者及び認定試験事業者は、審査チームの構成について、IAJapanに異議を申し立  
449 てる機会が与えられます。~~

#### 450 4. IAJapan に対する苦情の申立て及び異議の申立て

451 ~~申請試験事業者及び認定試験事業者は、IAJapan の行う処分、制度の運営などに対して異議の  
452 申立て又は苦情の申立てを行うことができます。第6章を参照してください。~~

### 453 第2節 試験事業者の義務

454 ~~申請試験事業者及び認定試験事業者には幾つかの義務が課せられます。申請試験事業者及び  
455 認定試験事業者は、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」に記載した遵守事項を  
456 遵守しなければなりません。IAJapanは、第1章第3節の3. 認定要求事項を変更する時は、新基  
457 準に適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、申請試験事業者及び認定試験事業者  
458 にお知らせします。~~

459 ~~なお、申請試験事業者は認定申請時に、IAJapan Web サイト(公開情報)で公開する様式「誓約  
460 書」を提出するよう求められます。~~

## 461 第5章 認定の維持等のための手続き

### 462 第1節 認定要求事項への継続的な適合

463 認定試験事業者が認定を維持していくためには、第4章第2節の義務を遵守し、認定要求事項  
464 に継続的に適合して事業を運営しなければなりません。特に以下の点に注意する必要があります。  
465

#### 466 1. 試験の技術的能力の定期的な確認

467 認定試験事業者は、継続して認定時の技術能力を維持していなければいけません。このため、  
468 事業所の技術的運営において、平素から事業所の技術能力の維持・向上に努めること(内部精度  
469 管理的活動)が必要です。また、認定試験事業者は、「IAJapan 技能試験及び／又は技能試験以外  
470 の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)」に従って、“技能試験参加計画”を作成し、これ  
471 に従って定期的に技能試験に参加し、満足な結果を納めること(外部精度管理的活動)が必要です。  
472

#### 473 2. マネジメントシステムの適切な運営

474 認定試験事業者は、事業のマネジメントシステムを適切に文書化したマネジメントシステム文書

480 に従って、事業を適切に運営しなければいけません。マネジメントシステムの運営に責任を持つ者  
 481 は、マネジメントシステムが効果的に機能していること、試験サービスの品質が維持されていること  
 482 を確保するよう常に努める必要があります。

483

## 484 第2節 認定申請内容変更の届出

485 認定試験事業者は、別表1に定める申請書類(別表1の書類のうち、項目4.及び項目12.を除  
 486 く。)の記載事項に変更が生じた場合は、原則として30日以内に様式2の認定申請書等変更届(4  
 487 部)に変更が生じた書類(別表1の書類のうち、項目1.の様式1、項目4.及び項目12.を除く。)を  
 488 添えてIAJapanに提出しなければいけません。提出が必要となる事例については別表2をご参照く  
 489 ださい。再認定申請等と同時に変更する場合にも変更届の提出が必要です。

490 変更内容によっては、臨時審査を行う場合がありますので、試験所の移転、試験対象項目の追  
 491 加、試験方法の変更等をお考えの場合は、事前にIAJapanにご相談ください(試験対象項目の追  
 492 加、試験方法の変更等)。既に認定を受けた試験方法の区分内で認定範囲を拡大する場合等、  
 493 IAJapanが変更届の内容を確認し、受理した後、問題がなければ認定情報の修正を行います。なお、  
 494 IAJapanが問題ないと判断するまでの間は、新たな試験方法でILAC MRA 組み合わせ認定シンボ  
 495 ルを付した試験報告書を発行することはできません。

496

## 497 第3節 認定の維持等に係る審査(認定維持審査、再認定審査及び臨時審査)

498 IAJapanは、認定試験事業者の継続的なマネジメントシステム運営の確認のための定期的なサ  
 499 ーベイランス審査及び次の認定周期への移行の可否確認のための再認定審査を実施します。サ  
 500 ーベイランス審査では現地審査に代えて遠隔審査を実施する場合があります。認定試験事業者の  
 501 に重大な不適合等が発見された場合は、臨時審査を実施することがあります。また、臨時審査にお  
 502 ける現地/遠隔審査時において発見された指摘事項の是正確認のため、手数料を徴収の上、再度、  
 503 現地/遠隔審査を行う場合があります。

504 なお、審査(臨時審査を除く。)プロセスにおいて、申請者からの申し出により、その手続きを中断  
 505 することができます。ただし、審査プロセス中の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。

### 506 1. 実施の時期

507 各審査における現地/遠隔審査の実施時期については、認定スキーム文書(UIF03)の該当する  
 508 認定スキームをご参照ください。該当するスキームはASNITE試験方法区分一覧(TERP32)で確認  
 509 することができます。

510 なお、実施期限の情報を含め、実施時期については、IAJapanから事前にご連絡いたします。

### 511 2. 申請

512 認定維持審査及び臨時審査(抜き打ちで行う場合を除く。)については様式集の様式3、再認定  
 513 審査については様式集の様式1により申請してください。

514 認定維持審査の申請は、現地/遠隔審査が行われる期限の少なくとも3か月前に申請を行うこ  
 515 とが必要です。

516 再認定申請は、認定の有効期限の少なくとも5か月前に申請を行う必要があります。サーベイラ  
 517 ンス審査、再認定審査の申請はASNITE試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)を参照してく  
 518 ださい。臨時審査(抜き打ちで行う場合を除く。)の申請については、(4)のIAJapanからの連絡に従  
 519 ってください。

### 520 3. 手数料

521 再認定審査、認定維持サーベイランス審査及び臨時審査の手数料は、第2章第5節手数料規  
 522 程をご参照ください。

523

## 524 第4節 区分追加

525 認定区分を追加する場合は、追加部分の認定申請が必要となります。詳細についてはIAJapan  
 526 にご相談ください。

527

## 528 第5節 事業の承継

529 認定試験事業者が事業の全部を譲渡したとき、又は認定試験事業者について相続、合併若しく  
 530 は分割(その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を  
 531 譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承  
 532 継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ)、合併後存続する法人若しくは合併により設  
 533 立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、認定試験事業者の地位を承継  
 534 しますので、IAJapan に直ちに連絡してください。このとき承継した者は、事実を証する書面を添付し  
 535 て変更届を提出してください。認定申請書等変更届(様式 2)及び被承継人に対して認定証が発行  
 536 されている場合は、その原本の提出を以て、認定試験事業の承継の届出があったものとみなしま  
 537 す。

## 538 第 6 節 事業の廃止

539 認定試験事業者は、認定を受けた事業を全部又は一部廃止したときは、原則として 30 日以  
 540 内事前に様式 4 の事業廃止届を作成し、認定証が発行されている場合は、その原本を添えて  
 541 IAJapan に提出しなければいけません。

542 なお、一部廃止の場合にあっては、一部廃止する範囲を事業廃止届の該当の欄で明示してくだ  
 543 さい。

## 544 第 7 節 認定の一時停止、取消し及び縮小

545 IAJapan は、認定維持サーベイランス審査、再認定審査又は臨時審査の結果、認定試験事業者  
 546 が認定要求事項に対する重要な不適合事項がある場合又は緊急に対応する必要性のある事象が  
 547 生じた場合は、その重大性を勘案し認定資格を一時停止することがあります。

548 また、審査の妨害等を行った場合、認定の規則に従わなかった場合、一時停止中の認定試験事  
 549 業者が一時停止に係る是正処置を行わなかった場合等においては、認定が取り消されることがあ  
 550 ります。認定の一時停止は、認定範囲の全部又は一部に対して、一時的に制限をかけた状態とな  
 551 ります。認定の取り消しは、全体に対して認定を取り消すこととなり、認定の縮小は、認定範囲の一  
 552 部を取り消すこととなります。なお、マルチサイト事業者の場合は、全ての事業所が対象となること  
 553 があります。

554 認定試験事業者は、当該認定範囲の一時停止、取消し又は縮小を受けた場合は、直ちに当該  
 555 認定範囲に関する一切の認定の地位の主張及び ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用を停  
 556 止又は中止してください。また、取消しを受けた認定範囲について、認定証が発行されている場合、  
 557 その認定証を速やかに IAJapan に返却してください。

## 558 第 8 節 試験業務報告

559 IAJapan では認定試験事業者の最新の業務実施状況を把握することを目的とし、前年度の試験  
 560 事業の実績等の報告について、ご協力をお願いしております。

561 認定試験事業者は、認定された翌年度以降、4 月末を目処に前年度(前年 4 月から当年 3 月ま  
 562 で)の実績報告について、様式 5 の試験事業に係る報告を作成し、IAJapan にご提出をお願いしま  
 563 すください。

## 564 第 6 章 苦情の申立て又は異議申立て

565 苦情の申立て又は異議申立ては、IAJapan で受け付けています。苦情の申し出立ては電話でも  
 566 かまいませんが、誤解の防止のためできるだけ書面で行ってください。異議申立ては書面によって  
 567 申し出ください。苦情又は異議は IAJapan Web サイト(公開情報)で公開する「苦情・異議申立て処  
 568 理規程(URP30)」に従って処理されます。

569 苦情又は異議申立ては以下のように定義分類されます。

- 570 1. 苦情: 人又は組織が回答を期待して行う不満の表明で、異議申立て以外のもの。
- 571 2. 異議申立て: 希望する認定の地位に関して、不利な認定の決定を再度考慮するよう申請又は  
 572 認定試験事業者が行う文書による要請。

573

578  
579  
580  
581  
582  
583  
584  
585  
586  
587  
588  
589  
590  
591  
592  
593  
594  
595  
596  
597  
598  
599  
600  
601  
602  
603  
604  
605  
606  
607  
608  
609  
610  
611  
612  
613  
614  
615  
616  
617  
618  
619  
620  
621

**附則**

この文書は、平成 25 年 6 月 20 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは、平成 26 年 12 月 1 日より規程管理規程の適用対象外とする。

2. 本手引きは、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは、平成 28 年 9 月 29 日から適用する。

**附則**

1. 本要求事項は、平成 30 年 11 月 30 日から適用する。

2. 認定の審査基準が ISO/IEC 17025:2005 の場合においては、なお、従前のとおりとする。

**附則**

1. 本手引きは、2019 年 7 月 1 日から適用する。

2. 認定の審査基準が ISO/IEC 17025:2005 の場合においては、なお、従前のとおりとする。

**附則**

1. 本手引きは 2020 年 3 月 19 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2020 年 5 月 1 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2020 年 10 月 9 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2021 年 1 月 1 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2021 年 7 月 2 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2024 年 8 月 13 日から適用する。

**附則**

1. 本手引きは 2026 年 4 月 1 日から適用する。

622 別表1 申請書類

申請資料		新規	サーベイ ランス	再 認定
項目	資料等			
1. 認定申請書	<input type="checkbox"/> ASNITE認定申請書(様式1a、様式1-2)	○	二	二
	<input type="checkbox"/> ASNITEサーベイランス申請書(様式4a、様式1-2)	二	○	二
	<input type="checkbox"/> ASNITE再認定申請書(様式1b、様式1-2)	二	二	○
2. 登記事項証明書又はこれに準ずるもの	これらのうちのいずれか <input type="checkbox"/> gBizINFO(注1)において法人番号、法人名、本社所在地、代表者名が確認できるときは法人プロフィール画面からダウンロードしたPDF。確認できないときは全部事項証明書。 <input type="checkbox"/> 公的機関の場合は組織規程、設置規程などの組織を証明する書類の写し。 <input type="checkbox"/> 外国試験事業者の場合は所属国が発行した登記事項証明書に類する書類。	○	△	○
3. 特定要求事項の誓約について	<input type="checkbox"/> エネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について(エネルギースター認定プログラムに係る申請試験事業者のみ) 注2	○	二	二
4. 試験の事業の概要及び業務の実績	<input type="checkbox"/> 試験の事業の概要を示す資料(パンフレット等でもよい)	○	○注3	○注3
	<input type="checkbox"/> 試験の業務の実績(過去1年間の実績)(様式1-4)			
5. 試験事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験事業以外の事業の種類及び概要を示す資料(パンフレット等でもよい)	○	△	○
	<input type="checkbox"/> 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(様式1-5)			
6. 試験事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別	<input type="checkbox"/> 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧(様式1-6)	○	△	○
7. 試験の事業を行う施設の概要	<input type="checkbox"/> 試験所の配置図(様式1-7)	○	△	○
	<input type="checkbox"/> 試験室等の機器の配置図(様式1-8)			
8. 試験の事業を行う組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験所の組織図(様式1-9)	○	△	○
	<input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式1-10)			
9. 試験の事業の実施の方法に関する事項	<input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書一覧(様式1-11)	○	△	○
	<input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書のコピー			
	<input type="checkbox"/> 不確かさの評価結果			
	<input type="checkbox"/> 認定後に発行するILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式			
10. 試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	<input type="checkbox"/> 試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経験(様式1-12)	○	△	○
11. 認定申請に関する連絡先担当者等	<input type="checkbox"/> 認定申請に関する連絡先担当者等(様式1-13)	○	△	○
12. 技能試験に関する資料	<input type="checkbox"/> 技能試験参加計画	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 技能試験の結果を示す資料又はその写し(技能試験に参加した場合)			

623 ○: 必要です。変更がある場合は様式2も提出してください。

624 △: 原則として不要ですが、変更がある場合は様式2とともにご提出ください。

625 二: 不要です。

626

627 (注1) gBizINFO: <https://info.gbiz.go.jp/>

628 (注2) IAJapan Webサイト(ASNITE公表文書)で公表する「ASNITE試験事業者－エネルギースタープログラムに係る認定の特定要求事項(TCRP41)」に様式があります。

629 (注3) 認定維持審査、再認定審査では様式1-4に申請年度の4月から申請前月までの実績を記載してご提出ください。試験の事業の概要を示す資料は提出不要です。

630

631

632

申請書類	
項目	書類等
1. 認定申請書	<input type="checkbox"/> 認定(再認定)申請書(様式1、様式1-2)
2. 登記事項証明書又はこれに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書又はこれに準ずるもの(正本1組) <sup>注記1</sup>
3. 「誓約書」、「機密保持に関する合意書」(初回認定申請時のみ)	<input type="checkbox"/> 誓約書 <sup>注記2</sup> <input type="checkbox"/> 機密保持に関する合意書 <sup>注記2</sup> <input type="checkbox"/> エネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について(エネルギースター認定プログラムに係る申請試験事業者に限る) <sup>注記3</sup>
4. 試験の事業の概要及び業務の実績	<input type="checkbox"/> 試験の事業の概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験の業務の実績(過去1年間の実績)(様式1-3)
5. 試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(様式1-4)
6. 試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別	<input type="checkbox"/> 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧(様式1-5)
7. 試験の事業を行う施設の概要	<input type="checkbox"/> 試験所の配置図(様式1-6) <input type="checkbox"/> 試験室等の機器の配置図(様式1-7)
8. 試験の事業を行う組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験所の組織図(様式1-8) <input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式1-9)
9. 試験の事業の実施の方法に関する事項	<input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書一覧(様式1-10) <input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書のコピー <input type="checkbox"/> 認定後に発行するILAC-MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式 <input type="checkbox"/> ILAC-MRA 組み合わせ認定シンボルの管理方針
10. 試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	<input type="checkbox"/> 試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経験(様式1-11)
11. 認定申請に関する連絡先担当者等	<input type="checkbox"/> 認定申請に関する連絡先担当者等(様式1-12)
12. 技能試験に関する書類	<input type="checkbox"/> 技能試験参加計画(代替手法による実施を含む。) <input type="checkbox"/> 技能試験の結果を示す書類又はその写し(技能試験に参加した場合)
13. マネジメントシステム	<input type="checkbox"/> 選択肢A <input type="checkbox"/> 選択肢B

633 注記 1. 法人情報等を提供している政府公式ウェブサイト(※)において、法人番号、法人名、本店所在地、  
634 代表者名を確認できる場合には、“登記事項証明書又はこれに類するもの”の提出を省略できます。

635 (※) gBizINFO(ジ=ビズインフォ) <https://info.gbiz.go.jp/about/index.html>

636 2. IAJapan Web サイト(公開情報)に様式が公開されています。

637 3. IAJapan Web サイト(ASNITE 公表文書)で公表する「ASNITE 試験事業者—エネルギースタープログラムに係る認定の特定要求事項(TCRP41)」に様式がございます。

638

639

640 別表2 認定申請内容等変更届に係る例

641

変更内容	申請時の提出書類	変更届が必要な例	軽微な変更内容の例(注1)
試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類(パンフレット等でもよい)	①定款の事業内容が変更 ②寄付行為の事業内容が変更	定款又は寄付行為等の変更を伴わない変更
試験の事業に用いる器具、機 械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	試験に用いる器具、機械、装置類の一覧 (様式1-51-6)	①機器等数量の増減 ②性能の異なる機器の更新 ③右記以外の所在場所の変更 ④所有・借入れの変更	試験事業に影響がない変更(注2)
試験の事業を行う施設の概要	(1)試験所の配置図 (様式1-61-7)	①同一敷地内における試験施設の移転 ②試験施設(建屋)の増減	試験施設の名称変更等、配置図に変更がない場合
	(2)試験室等の機器の配置図 (様式1-71-8)	①(1)の変更時 ②試験室の増減	試験室内における機器等のレイアウト 変更(注2)
	(3)認定申請書「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」	①常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無の変更 ②(レンタルラボの場合)賃貸契約内容の変更	
試験の事業を行う組織に関する事項	(1)認定申請書「認定を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号」	主たる事業所以外で試験活動を行う事業所の追加・変更	
	(2)試験所の組織図 (様式1-81-9)	試験所組織図の変更	
	(3)主要職員名簿 (様式1-91-10)	ラボラトリマネジメント、技術管理要員、品質管理要員、署名・記名押印者、代理者、連絡担当者の変更	左記以外の職員の変更
試験の事業の実施の方法に関する事項	マネジメントシステム文書一覧表 (様式1-101-11)	マネジメントシステム文書の改正、追加又は削除	
	マネジメントシステム文書のコピー	マネジメントシステム文書の改正又は追加	左記のうち、実質的な改正でない場合
	認定後に発行するILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式	試験報告書の様式の記載内容の変更	
試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	試験方法ごとのに試験従事者の氏名及び経験 (様式1-111-12)	試験従事者の変更	
認定申請に関する連絡先担当者等	認定申請に関する連絡先担当者等 (様式1-121-13)	認定申請に関する連絡先担当者等の変更	
認定範囲の試験方法	認定(再認定)申請書別紙 (様式1-2)	認定範囲の試験方法規格の変更	

642

643 注 1) 軽微な変更内容については、その都度変更届を提出せず、再認定及び認定維持審査申請時に最新内容の書類として提出することができます。

644 注 2) 試験事業に影響がない試験装置・機器の変更として、別の試験室への移動、試験室内のレイアウト変更等があるが、「電子式非自動はかり」、「恒温恒湿槽」等、試験装置・機器によっては試験事業に影響を与える可能性があることから、注意が必要です。

645

646

647

648

## 649 TERP22 ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き: 様式集

650

651 用紙の大きさは、原則として日本産業規格に定めるA列4番としてください。JNLAとの合同審査  
 652 を希望され、かつ内容が同一であれば、各様式名に記されたJNLAの様式で代用可能です。JNLA  
 653 書式で代用した場合でもファイル名は「様式 1-●(文書名)」として認定申請審査業務システムの  
 654 ASNITE 案件ファイルにアップロードをお願いします。ただし、様式1-7、1-8及び  
 655 1-9については、A列3番でも結構です。

656

657 (様式 1a) ASNITE 認定申請書658 (様式 1b) ASNITE 再認定申請書659 (様式 1-2a) ASNITE 認定(再認定)申請書別紙660 ASNITE 試験方法区分一覧の分類 1 から 9(旧 ASNITE 試験事業者)用661 (様式 1-2b) ASNITE 認定(再認定)申請書別紙662 ASNITE 試験方法区分一覧の分類 10(旧 ASNITE 試験事業者(環境))用663 (様式 1-4) 試験事業の実績 [JNLA 様式 4]664 (様式 1-5) 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図 [JNLA 様式 5]665 (様式 1-6) 試験に用いる器具、機械又は装置類の一覧 [JNLA 様式 6]666 (様式 1-7) 試験所の配置図 [JNLA 様式 7]667 (様式 1-8) 試験室等の機器の配置図 [JNLA 様式 8]668 (様式 1-9) 試験所の組織図 [JNLA 様式 9]669 (様式 1-10) 主要職員名簿 [JNLA 様式 10]670 (様式 1-11) マネジメントシステム文書一覧 [JNLA 様式 11]671 (様式 1-12) 試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経験 [JNLA 様式 12]672 (様式 1-13) 認定申請に関する連絡先担当者等673 (様式 2) ASNITE 認定申請書等変更届674 (様式 3a) ASNITE 認定申請中断願675 (様式 3b) ASNITE 認定申請中断復活願676 (様式 3c) ASNITE 認定申請取り下げ願677 (様式 4a) ASNITE 認定維持サーベイランス審査申請書678 (様式 4b) ASNITE 臨時審査申請書679 (様式 5) ASNITE 試験事業者の事業廃止届680 (様式 6) ASNITE 試験事業に係る報告事項681 (様式 7) 委任状

682

683 用紙の大きさ設定は自由で構いません。684 ただし閲覧上の問題がある場合、設定の変更をお願いすることがあります。685 電子ファイルでの提出が困難な場合、用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番としてください。686 ただし、様式1-6、1-7及び1-8については、A列3番でも結構です。

687

688 注意: 様式1から様式1-12までは、認定申請時に必要な様式です。

689

~~(試験事業者—様式 1)~~ 認定(再認定)申請書~~(試験事業者—様式 1-2)~~ 認定(再認定)申請書別紙~~(試験事業者—様式 1-3)~~ 試験の業務の実績(過去1年間の実績)~~(試験事業者—様式 1-4)~~ 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図~~(試験事業者—様式 1-5)~~ 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧~~(試験事業者—様式 1-6)~~ 試験所の配置図

<u>(試験事業者—様式 1-7)</u>	<u>試験室等の機器の配置図</u>
<u>(試験事業者—様式 1-8)</u>	<u>試験所の組織図</u>
<u>(試験事業者—様式 1-9)</u>	<u>主要職員名簿</u>
<u>(試験事業者—様式 1-10)</u>	<u>マネジメントシステム文書一覧</u>
<u>(試験事業者—様式 1-11)</u>	<u>試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経験</u>
<u>(試験事業者—様式 1-12)</u>	<u>認定申請に関する連絡先担当者等</u>
<u>(試験事業者—様式 2)</u>	<u>認定申請書等変更届</u>
<u>(試験事業者—様式 3)</u>	<u>認定維持(又は臨時)審査申請書</u>
<u>(試験事業者—様式 4)</u>	<u>事業廃止届</u>
<u>(試験事業者—様式 5)</u>	<u>試験事業に係る報告事項</u>
<u>(試験事業者—様式 6)</u>	<u>委任状</u>
<u>(試験事業者—様式 7)</u>	<u>廃番</u>
<u>(試験事業者—様式 8)</u>	<u>廃番</u>
<u>(試験事業者—様式 9)</u>	<u>廃番</u>

690

691

## (試験事業者 様式 1a) ASNITE 認定申請書

## ASNITE 認定申請書

2025 年 3 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 あて

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号  
申請者の名称 株式会社製品試験センター  
代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎

試験事業に対する製品評価技術基盤機構認定制度の認定を受けたいので、別紙資料を添えて申請します。

## 記

## 1. 認定(再認定)を受けようとする試験方法の区分

別紙のとおり

## 2. 認定(再認定)を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号、実施する業務

この欄に記載された内容はそのまま認定情報に反映されます

## (1) 認定(再認定)を受けようとする事業所(主たる事業所)

名称ふりがな	かぶしきがいしゃせいひんしけんせんたー つくばしけんじょ
名称	株式会社製品試験センター つくば試験所
英文名称	<a href="#">Tsukuba Laboratory, Seihin Shiken Center Co., Ltd.</a>
所在地ふりがな	いばらきけんつくばしまつその1ちょうめ3ばん1ごう
所在地(郵便番号)	305-0000 茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号
英文所在地	<a href="#">1-3-1 Matsusono, Tsukuba-shi, Ibaraki, 305-0000 JAPAN</a>
電話番号	029-861-0000
実施する業務	マネジメントシステム管理、顧客対応、依頼受付、サンプリング、 試料保管、分析試験、結果の妥当性確認、試験報告書の発行
マネジメントシステムに関する要求事項	<input checked="" type="checkbox"/> 選択肢 A <input type="checkbox"/> 選択肢B(いずれかにチェックを入れてください)

## (2) 関連する事業所—(関連する事業所が無い場合は表を表記しないことができます)

名称ふりがな	該当なし
名称	
英文名称	
所在地ふりがな	
所在地(郵便番号)	

英文所在地	
電話番号	
実施する業務	

718

719 3. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無

720

721 該当無し

722

723

724

725

726

727

1. 「認定(再認定)を受けようとする試験方法の区分」  
「別紙のとおり」と記載し、様式 1-2 に試験事業を実施する事業所(常設試験施設)ごとに「ASNITE 試験事業者認定区分一覧」(TERP32)に規定する認定区分を記載ください。なお、事業所が複数あるマルチサイト事業者の場合は、事業所ごとに様式 1-2 の表を作成ください。
2. 「認定(再認定)を受けようとする事業所(主たる事業所)」  
マネジメントシステムを統括する事業所を主たる事業所として記載ください。なお、主たる事業において試験業務を実施しない場合は、様式 1-2 に主たる事業所で行う業務の概要を記載ください。
3. 「関連する事業所」(マルチサイト)  
主たる事業所以外の試験事業を行う全ての事業所を記載してください。関連する事業所が複数ある場合は、記載欄を追加してください。  
なお、関連する事業所が無い場合は、「該当なし」と記載ください。
4. 「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」  
現地試験を行う場合は「現地試験」と記入してください。レンタルラボにおいて試験を行う場合は、「レンタルラボ」と記載し、その賃貸人及びレンタルラボの所在地を記載してください。  
なお、そのいずれも実施しない場合は「該当なし」と記載してください。
5. 区分追加を申請又は関連する事業所を追加する場合の記載事項について  
区分追加申請を行う場合は、どの事業所で区分追加を希望するか、記載してください。また、関連する事業所の追加を申請する場合は、認定申請書には追加する事業所のみを記載してください。別紙の申請区分は、事業所ごとに記載してください。なお、関連する事業所の認定を受けていて、区分追加する事業所が主たる事業所のみ場合は、認定申請書 2.(2)の関連する事業所欄は不要です。

(試験事業者 様式 1b) ASNITE 再認定申請書

ASNITE 再認定申請書

2025 年 3 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 あて

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号

申請者の名称 株式会社製品試験センター

代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎

試験事業に対する製品評価技術基盤機構認定制度の認定(再認定)を受けたいので、別紙資料を添えて申請します。

記

1. 認定(再認定)を受けようとする試験方法の区分

別紙のとおり

2. 認定(再認定)を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号、実施する業務、認定識別、認定の有効期限及び前回の現地／遠隔審査日  
この欄に記載された内容はそのまま認定情報に反映されます

(1) 認定(再認定)を受けようとする事業所(主たる事業所)

名称ふりがな	かぶしきがいしゃせいひんしけんせんたー つくばしけんじょ
名称	株式会社製品試験センター つくば試験所
英文名称	<a href="#">Tsukuba Laboratory, Seihin Shiken Center Co., Ltd.</a>
所在地ふりがな	いばらきけんつくばしまつその1ちょうめ3ばん1ごう
所在地(郵便番号)	305-0000 茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号
英文所在地	<a href="#">1-3-1 Matsusono, Tsukuba-shi, Ibaraki, 305-0000 JAPAN</a>
電話番号	029-861-0000
実施する業務	マネジメントシステム管理、顧客対応、依頼受付、サンプリング、試料保管、分析試験、結果の妥当性確認、試験報告書の発行
マネジメントシステムに関する要求事項	<input checked="" type="checkbox"/> 選択肢 A <input type="checkbox"/> 選択肢B(いずれかにチェックを入れてください)
認定識別	ASNITE 0000 Testing
認定の有効期限	2025 年 9 月 3 日
前回の審査日	2023 年 6 月 13 日、14 日

(2) 関連する事業所

名称ふりがな	該当なし
--------	------

名称	
英文名称	
所在地ふりがな	
所在地(郵便番号)	
英文所在地	
電話番号	
実施する業務	

754

755

## 3. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無

756

757

該当無し

758

759

760

761

762

763

1. 「認定(再認定)を受けようとする試験方法の区分」  
「別紙のとおり」と記載し、様式 1-2 に試験事業を実施する事業所(常設試験施設)ごとに「ASNITE 試験事業者認定区分一覧」(TERP32)に規定する認定区分を記載ください。なお、事業所が複数あるマルチサイト事業者の場合は、事業所ごとに様式 1-2 の表を作成ください。
2. 「認定(再認定)を受けようとする事業所(主たる事業所)」  
マネジメントシステムを統括する事業所を主たる事業所として記載ください。なお、主たる事業において試験業務を実施しない場合は、様式 1-2 に主たる事業所で行う業務の概要を記載ください。
3. 「関連する事業所」(マルチサイト)  
主たる事業所以外の試験事業を行う全ての事業所を記載してください。関連する事業所が複数ある場合は、記載欄を追加してください。  
なお、関連する事業所が無い場合は、「該当なし」と記載ください。
4. 「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」  
現地試験を行う場合は「現地試験」と記入してください。レンタルラボにおいて試験を行う場合は、「レンタルラボ」と記載し、その賃貸人及びレンタルラボの所在地を記載してください。  
なお、そのいずれも実施しない場合は「該当なし」と記載してください。
5. 区分追加を申請又は関連する事業所を追加する場合の記載事項について  
区分追加申請を行う場合は、どの事業所で区分追加を希望するか、記載してください。また、関連する事業所の追加を申請する場合は、認定申請書には追加する事業所のみを記載してください。別紙の申請区分は、事業所ごとに記載してください。なお、関連する事業所の認定を受けていて、区分追加する事業所が主たる事業所のみ場合は、認定申請書 2.(2)の関連する事業所欄は不要です。

764 (試験事業者 様式 1-2a) 認定(再認定)申請書別紙  
 765 ASNITE 試験方法区分一覧の分類 1 から 9(旧 ASNITE 試験事業者)用

766  
 767 認定(再認定)を受けようとする試験の範囲

768  
 769 事業所の名称:  
 770 常設試験施設で行う試験

試験する材料又は製品	試験の種類 (試験方法の区分の名称)	構成要素、 パラメータ又は 特性	試験方法	特記事項
(記載例)			版、改正年の情報ご記入ください。	
普通電力量計及び精密電力量計(電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する電気的性能等の試験	電気的性能	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C1271-2 に定める電気的性能、影響又は妨害の試験方法 JIS C1271-2 7.2.1、7.2.2、7.2.3、7.2.4、7.2.5、7.2.6、7.3.1、7.3.2、7.3.3、7.3.4、7.3.5、7.3.7、7.3.8、7.3.9、7.3.10、7.3.11、7.3.12、7.3.13、7.3.14.1、7.3.14.2、7.3.15、7.3.16、7.4.2、7.4.3、7.4.4、7.4.5、7.4.6、7.4.7、7.4.9 及び 7.4.10	—
電気製品	耐久性・耐食性試験	振動	IEC 60068-2-6:2007	—
パワーコンディショナ	系統連系における電気品質試験	電圧及び電流	タイ PEA B.E.2559(2016)※1 Attachment 6 3.1、3.2 及び 3.3 タイ MEA Grid-connected Inverter Regulation(2015)※2 4.3.1、4.3.2 及び 4.3.3	枠外に記載
繊維製品	繊維製品の抗ウイルス性試験	抗ウイルス活性	ISO 18184:2019	※3

771 ※1 タイ PEA(Provincial Electricity Authority:タイ地方配電公社)が公表している試験方法。  
 772 ・タイ PEA B.E.2559(2016): Provincial Electricity Authority on Requirement of Power Network  
 773 System Interconnection Code  
 774 ※2 タイ MEA(Metropolitan Electricity Authority:タイ首都圏配電公社)が公表している Grid-  
 775 connected Inverter Regulation の試験方法。  
 776 ※3 試験に用いるウイルスはバイオセーフティレベル 2 の施設で取り扱えるものに限る。

777  
 778 現地試験

試験する材料又は製品	試験の種類 (試験方法の区分の名称)	構成要素、 パラメータ又は 特性	試験方法	特記事項


779

780

レンタルラボで行う試験

試験する材料又は製品	試験の種類 (試験方法の区分の名称)	構成要素、パラメータ又は特性	試験方法	特記事項

781

782

1. 「事業所の名称」には、認定を受けようとする試験を実施する事業所の名称を記載してください。複数の事業所で試験を実施する場合は、事業所毎に記載してください。
2. 「常設試験施設で行う試験」、「現地試験」又は「レンタルラボで行う試験」毎の記載において、該当する試験がない場合は表を削除してください。
3. TERP32 最新版記載の「試験対象」を記載してください。
4. TERP32 最新版記載の「試験方法の区分の名称」を記載してください。
5. 試験する構成要素、パラメータ又は特性を記載してください。
6. TERP32 最新版記載の「試験方法」を記載してください。試験規格の版も記載してください。
7. 試験に用いる技法、方法及び／又は機器について、補足が必要な場合、記載してください。
8. 施設、設備等の制約により試験に制約が生じる場合には特記事項に記載してください。例：試験に用いるウイルスはバイオセーフティレベル 2 の施設で取り扱えるものに限る。

783 (試験事業者 様式 1-2b) ASNITE 認定(再認定)申請書別紙  
 784 ASNITE 試験方法区分一覧の分類 10(旧 ASNITE 試験事業者(環境))用

785  
 786 認定(再認定)を受けようとする試験の範囲  
 787

788 (1) 常設試験施設で行う試験  
 789 事業所の名称: つくば試験所

認定区分			試験項目/ 試験対象	試験規格番号
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術		
(記載例)			サンプリングの有無をご記入ください	版、改正年の情報をご記入ください。  例: ISO 17855-2:2016 JSWAS K-1:2010
1.環境	10.大気	E.05 GC/MS	ダイオキシン類/環境大気(サンプリングを含む)	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(令和4年環境省) JIS K 0311
2.化学製品	50.水	A.04 ICP/MS	カドミウム及びその化合物/水道水(サンプリングを含む)	平成15年厚生労働省告示第261号(改正令和7年環境省告示第25号)別表第6
2.化学製品	50.水	E.05 GC/MS	VOC 5項目*1/水道水(サンプリングを含む)	平成15年厚生労働省通知健水発第1010001号(改正令和6年健生水発0321第1号)別添4別添方法1

790  
 791 \*1 1,2-ジクロロエチレン、トルエン、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル、1,1-ジクロロ  
 792 エチレン  
 793

794 (2) 現地試験

認定区分			試験項目/ 試験対象	試験規格番号
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術		

795  
 796 (3) レンタルラボで行う試験

認定区分	試験項目/ 試験対象	試験規格番号

カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術	試験対象	

797

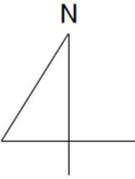
798







817 (試験事業者 様式 1-7) 試験所の配置図  
818

事業所の名称	つくば試験所	
<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             つくば試験所           </div>		
<span style="margin-right: 150px;">□□街道(県道□□号線)</span> <span>□□交差点</span>		
	つくば市立□□小学校	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「事業所の名称」には、認定を受けようとする試験を実施する事業所の名称を記載してください。複数の事業所で試験を実施する場合は、事業所毎に記載してください。</li> <li>2. 現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合は、「現地試験/レンタルラボでの試験のため該当せず。(該当を選択)」と記載してください。ただし、レンタルラボでの試験で利用する施設が限定されている場合は、「試験所の配置図」を記載してください。また、レンタルラボである旨、賃貸人、所在地も記載してください。</li> </ol> </div>		

820 (試験事業者 様式 1-8) 試験室等の機器の配置図  
821

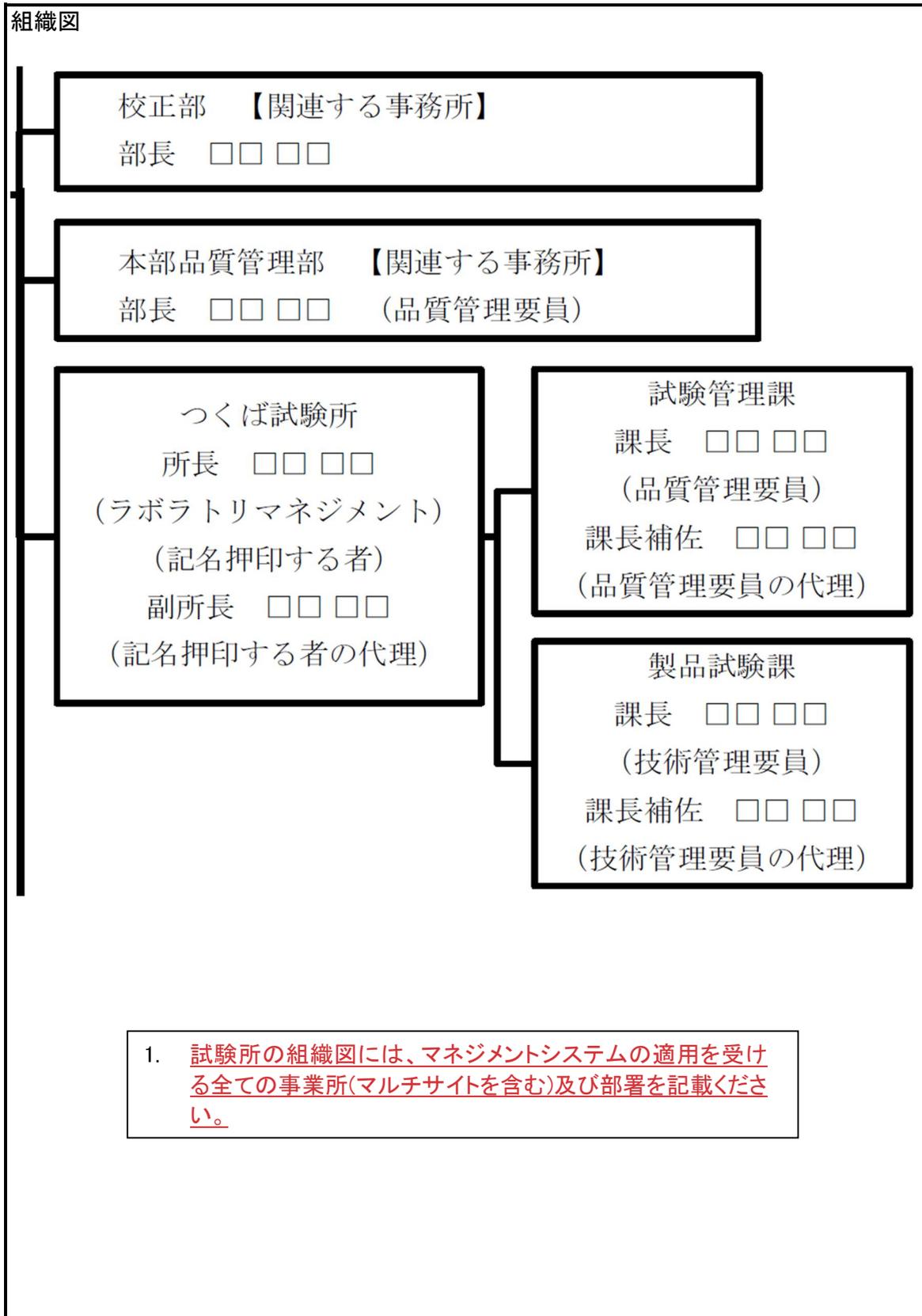
区分の名称	ダイオキシン
試験室名	第1試験室(つくば試験所1階)

1. [機器の配置図は、認定区分毎に作成するか、又は様式 1-6 の試験に用いる器具、機械又は装置類の一覧中の図中欄の番号/記号により識別して記載してください。](#)
2. 「区分の名称」には、認定区分又は当該試験の一般的な呼称を記載ください。(例:〇〇試験)
3. 現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合は、同じ試験環境条件を適用する認定区分毎に現地施設に対する要求仕様を記載してください。(例:〇〇試験 現地施設に対する要求仕様:温度 20 °C±2 °C、相対湿度:70 %以下で管理された施設であること。)
 

ただし、レンタルラボでの試験で利用する施設が限定されている場合、可能な範囲で「試験室等の機器の配置図」を記載してください。

823 (試験事業者 様式 1-9) 試験所の組織図  
824



825

826 (試験事業者 様式 1-10) 主要職員名簿

827

ラボラトリマネジメント	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 所長
関連する経験	2021年～ つくば試験所 所長
技術管理要員	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 製品試験課 課長
関連する経験	2013年～2014年 本部企画管理部 2015年～2020年 大阪試験所 試験管理課 2021年～ つくば試験所 製品試験課 課長
技術管理要員の代理	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 製品試験課 課長
関連する経験	2013年～2014年 本部企画管理部 2015年～2020年 大阪試験所 試験管理課 2021年～ つくば試験所 製品試験課 課長
品質管理要員	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 製品試験課 課長補佐
関連する経験	2008年～2014年 大阪試験所 2015年～2017年 本部品質管理部 2021年～ つくば試験所 製品試験課 課長補佐
品質管理要員の代理	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 製品試験課 課長補佐
関連する経験	2008年～2014年 大阪試験所 2015年～2017年 本部品質管理部 2021年～ つくば試験所 製品試験課 課長補佐
署名又は記名押印する者	
氏名	□□ □□
職名	つくば試験所 所長
関連する経験	2021年～ つくば試験所 所長

署名又は記名押印する者の代理	
氏 名	□□ □□
職 名	つくば試験所 副所長
関連する経験	1996年～ つくば試験所 ほか 2004年～2018年 本部企画管理部 2019年～ つくば試験所 副所長

828

※複数の責任者を指名している場合は欄を追加して記載ください。





835 (試験事業者 様式 1-13) 認定申請に関する連絡先担当者等

2025 年 3 月 1 日

836  
837

838 認定申請に関する連絡先担当者(必要な場合、認定後の連絡先担当者)及び認定された後の  
839 ASNITE 試験事業者一覧表等で公表を希望する認定事業所(試験所)は次のとおりです。

840  
841

(1) 認定申請に関する連絡先担当者

連絡先 担当者	部署名	つくば試験所 製品試験課
	氏名	□□ □□
電話		029-861-0000
FAX		029-861-0001
E-mail		□□@〇〇.co.jp

842  
843

(2) 審査手数料請求書の送付先

連絡先 担当者	部署名	同上
	氏名	
請求書の形式		PDF を電子メールで送付 ・ 紙面(押印無し)を郵送
電話		
FAX		
E-mail		
所在地(郵便番号)		

844  
845

(3) 認定後の連絡先担当者(上記(1)と異なる場合に記入)

連絡先 担当者	部署名	同上
	氏名	
電話		1. <a href="#">公表を希望しない項目は該当する欄にその旨記入して提出してください。</a> 2. <a href="#">異動等により担当者に変更があった場合は届け出てください。</a>
FAX		
E-mail		

846  
847

(4) 認定された後の ASNITE 試験事業者一覧表等で公表を希望する認定試験所の問い合わせ窓口

せ問 窓い 口合 わ	事業者名、事業所名(試験所名)の和文	株式会社製品試験センター つくば試験所
	事業者名、事業所名(試験所名)の英文	Tsukuba Laboratory, Seihin Shiken Center Co., Ltd.
電話		029-861-0000
FAX		029-861-0001
E-mail		□□@〇〇.co.jp

848

849 (試験事業者 様式 2) ASNITE 認定申請書等変更届

850

851

ASNITE 認定申請書等変更届

852

853

2025 年 3 月 1 日

854

855 独立行政法人製品評価技術基盤機構

856 認定センター所長 あて

857

858

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号

859

名称 株式会社製品試験センター

860

代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

861

862

863 下記のとおり、製品評価技術基盤機構認定制度の認定の申請資料記載事項に変更がありました

864 たので、届け出ます。

865

866

記

867

868 1. 変更事項が生じた試験事業者の概要

869 認定識別: ASNITE 0000 Testing

870 適合性評価機関の名称: 株式会社製品試験センター つくば試験所

871

872 2. 変更が生じた事項

873 様式 1-2

874 様式 1-11

875 試験手順書(SOP-01)

876

877 3. 変更の事由

878 規格が改正されたことによる

879

880

881

882

883

884

885

1. 1. の変更事項が生じた試験事業者の概要には、認定識別(認定試験事業者の場合に記入)、認定申請されている事業所、認定申請範囲(様式 1-2 を添付でも可)を記載ください。
2. 変更が生じた事項には変更した(する)日付を付記してください。また、変更が生じた事項及び変更の事由の記載に当たっては、変更事項が複数ある場合には枝番を付し、変更の事由と整合させてください。
3. 変更後の関係資料を一緒に提出してください。
4. 複数の認定スキームについて認定を受けている事業者にあつては、認定スキームごとに変更届を提出してください。ただし、マネジメントシステム文書等複数の認定スキームにわたって運用されている規程類の提出については省略できる場合がありますので、IAJapan にご相談ください。

886 (試験事業者 様式 3a) ASNITE 認定申請中断願

887

888

ASNITE 認定申請中断願

889

890

年 月 日

891

独立行政法人製品評価技術基盤機構

892

認定センター所長 あて

893

894

住所

895

申請者の名称

896

代表者の氏名

897

898

899

年 月 日付けで申請いたしました認定(再認定)申請について、下記の理由及び期間について認定(再認定)審査を一時中断するための中断願を提出します。なお、審査の再開につきましては、再度、認定審査復活願を提出することを申し添えます。

900

901

902

903

記

904

905

1. 認定を受けようとする事業所名

906

907

908

2. 中断理由

909

910

911

3. 中断期間

912

年 月 日から 年 月 日までを予定

913

914 (試験事業者 様式 3b) ASNITE 認定申請中断復活願

915

916 ASNITE 認定申請中断復活願

917

918 年 月 日

919 独立行政法人製品評価技術基盤機構

920 認定センター所長 あて

921

922 住所

923 申請者の名称

924 代表者の氏名

925

926

927 年 月 日付け認定申請中断願により認定申請手続きの中断を行いましたが、中断理由  
928 が消滅したことにより申請手続きを復活します。

929 記

930

931 1. 認定を受けようとする事業所名

932

933

934 2. 復活する日

935 年 月 日

936

937 (試験事業者 様式 3c) ASNITE 認定申請取り下げ願

938

939

ASNITE 認定申請取り下げ願

940

941

年 月 日

942

独立行政法人製品評価技術基盤機構

943

認定センター所長 あて

944

945

住所

946

申請者の名称

947

代表者の氏名

948

949

950

年 月 日付けで申請いたしました認定(再認定)申請について、下記の理由により申請の取り下げ願を提出します。

951

952

953

記

954

955

1. 認定を受けようとする事業所名

956

957

958

2. 取り下げの理由

959

960

961

---

962 (試験事業者 様式 4a) ASNITE 認定維持審査申請書

963

964

ASNITE 認定維持審査申請書

965

966

2023 年 2 月 1 日

967

968 独立行政法人製品評価技術基盤機構  
969 認定センター所長 あて

970

971

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号

972

申請者の名称 株式会社製品試験センター

973

代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

974

975

976

下記の認定について、認定維持審査を申し込みます。また、認定維持審査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

977

978

979

980

記

981

982

1. 認定事業所の名称及び所在地

983

株式会社製品試験センター つくば試験所

984

茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号

985

986

2. 認定識別

987

ASNITE 0000 Testing

988

989

3. 認定維持審査を受ける認定区分

990

別紙の通り

991

992

4. 認定の有効期限

993

2025 年 9 月 3 日

994

995

5. 前回の現地／遠隔審査日

996

2021 年 6 月 19 日、20 日

997

998

999

1000

1001

1002

1003 (試験事業者 様式 4a) ASNITE 臨時審査申請書

1004

1005

ASNITE 臨時審査申請書

1006

1007

2022 年 3 月 1 日

1008

1009 独立行政法人製品評価技術基盤機構

1010 認定センター所長 あて

1011

1012

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号

1013

申請者の名称 株式会社製品試験センター

1014

代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

1015

1016

1017 下記の認定について、臨時審査を申し込みます。また、臨時審査受入れに当たっては必要な協力  
1018 と便宜を図ることを確認します。

1019

1020

1021

記

1022

1023 1. 認定事業所の名称及び所在地

1024 株式会社製品試験センター つくば試験所

1025 茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号

1026

1027 2. 認定識別

1028 ASNITE 0000 Testing

1029

1030 3. 認定維持(又は臨時)審査を受ける認定区分

1031 別紙の通り

1032

1033 4. 認定の有効期限

1034 2025 年 9 月 3 日

1035

1036 5. 前回の現地／遠隔審査日

1037 2021 年 6 月 19 日、20 日

1038

1039

1040

1041

1042

1043

1044 (試験事業者 様式 5) ASNITE 試験事業者の事業廃止届

1045

1046

ASNITE 試験事業者の事業廃止届

1047

1048

2025 年 6 月 20 日

1049

1050 独立行政法人製品評価技術基盤機構

1051 認定センター所長 あて

1052

1053

住所 東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号

1054

申請者の名称 株式会社製品試験センター

1055

代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

1056

1057

1058 下記の製品評価技術基盤機構認定制度の認定に係る事業は、2025 年 6 月 30 日に廃止する(

1059 した)ので、届け出ます。

1060

1061

記

1062

1063

1064 1. 認定の年月日及び認定識別

1065 2021 年 9 月 4 日

1066 ASNITE 0000 Testing

1067

1068 2. 事業所の名称及び所在地

1069 株式会社製品試験センター つくば試験所

1070 茨城県つくば市松園一丁目 3 番 1 号

1071

1072 3. 認定区分

1073 別紙の通り

1074

1075



1097 (試験事業者 様式 7) 委任状

1098

委任状

1099

1100

2025年3月1日

1101

1102 独立行政法人製品評価技術基盤機構

1103 認定センター所長 あて

1104

1105

住所 東京都渋谷区東原一丁目3番1号

1106

申請者の名称 株式会社製品試験センター

1107

代表者の氏名 代表取締役 独法 太郎

1108

1109

1110 試験事業者に係る製品評価技術基盤機構制度の認定に係る手続の権限を下記の者に委任しま  
1111 す。

1112

1113

記

1114

1115

1116 被委任者：住所、所属、役職及び氏名

1117 茨城県つくば市松園一丁目3番1号

1118 株式会社製品試験センター つくば試験所

1119 つくば試験所長 □□ □□

1120

1121 委任の範囲：

1122 ASNITE 試験事業者プログラムの認定申請に係るすべて

1123

以上

1124

ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き 第 178 版

改正ポイント

主な改正内容

- ◆ ASNITE 試験事業者プログラムと ASNITE 試験事業者(環境)プログラムの統合

内容の変更を伴う改正箇所には、下線を付しています。